

# 観光誘客チャレンジイベント補助金募集要項

薩摩川内市では、観光の振興及び地域の活性化の事業に対して、補助金を交付し、もって当該団体等の育成や活動の促進を図るとともに、観光資源(景観、歴史、自然、文化産業等)をより広くPRできるイベントを支援します。

※ただし、交付決定以降のイベントに限ります。

## 補助金の交付対象者等の条件

市内に活動拠点を有する団体であること。ただし、地元事業者が加盟しているものに限る。  
(※宗教、政治活動を含むイベント、暴力団員が構成員に含まれる団体等は除きます。)

- 1 商店街(商店街振興組合を含む)
- 2 通り会(任意の団体を含む)
- 3 複数の業種で構成されている協会、組合及び団体
- 4 その他前各号に類する団体

## 補助金の対象となる事業

次の項目すべてが必須条件となります。

- 1 集客者数が1,000人以上見込めること。
- 2 市内の飲食及び物販事業者の出店があること。
- 3 地域の文化、芸能等を紹介するもの。
- 4 観光資源のPRおよび地域振興に寄与するものであること。

(対象事業の例)

- ・集客型イベント(マルシェ、マーケット、フェスなど)
- ・回遊促進型イベント(スタンプラリー、まち歩きイベントなど)

※国または地方公共団体、その他民間団体の制度による補助、助成または委託を受けている事業は対象となりません。

## 補助金の額

- 1 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。(1,000円未満切り捨て)
- 2 補助金の上限額を100万円とする。
- 3 当該年度中の補助金の交付回数は1回までとする。

## 補助対象となる事業費

- 1 報償費(外部講師への謝礼等)
  - 2 需用費(文具等の消耗品費、燃料代、ポスター及びチラシ等の印刷製本費等)
  - 3 役務費(切手等の通信運搬費、手数料、保険料等)
  - 4 委託料(専門的技術等を要する業務を外部に委託する費用)
  - 5 使用料及び賃借料(会場の使用料、車両及び器具等の賃借料等)
  - 6 前各号に掲げるもののほか、補助事業等の開催に当たり必要と認められる経費
- ※上記を対象経費としますが、審査により認められた経費のみとなります。

※以下の経費は、補助対象外になります。

- 1 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- 2 記念品、金券等の購入経費
- 3 団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
- 4 団体の経常的な管理運営経費(事務所の賃借料、光熱水費等)
- 5 不動産の取得等に要する経費

## 応募に必要な書類

- 1 補助金申込書(様式第1号)
- 2 事業計画書(様式第2号)
- 3 収支予算書(様式第3号)及び収支予算内訳書
- 4 団体の概要が分かる資料(任意様式)
- 5 事業の内容が分かる資料(任意様式)

## 応募方法

応募に必要な書類(上記1～5)を薩摩川内市役所観光物産課まで郵送又はご持参ください。  
提出先については、下の欄にある「お問合せ及び提出先」をご確認ください。

## 応募期間及び審査会日程等

- 1 応募期間 令和6年2月25日(日)～令和6年3月15日(金) (当日必着)
- 2 審査会 日時 令和6年3月27日(水)・28日(木)  
会場 薩摩川内市役所本庁  
※時間帯については、応募団体ごとに別途お知らせします。  
※28日(木)については、予備日となります。

## 審査方法及び審査基準

- 1 審査方法  
審査会は、応募団体出席のもと実施する。  
ただし、出席が困難な場合は WEB 会議システム等を用いた審査会を実施する場合があります。  
審査は、応募団体による事業説明(5分)及び質疑応答(5分)とする。
- 2 審査基準
  - (1) 補助事業が本補助金の事業目的に即しているか。
  - (2) 組織内の役割分担が明確で、本業務を推進する上で、十分な実施体制となっているか。
  - (3) 本業務を遂行する上でのスケジュールがきめ細かく具体的なスケジュールとなっているか。
  - (4) 事業計画に無理がなく、事業目的を達成できるものであるか。
  - (5) 参加者数、観客数の目標を実現できるものであるか。
  - (6) 事業実施により経済効果が見込めるか。
  - (7) 事業費(予算算定)が適正か。

## 補助金の交付申請に必要な書類

審査会において、事業が採択された応募団体は、審査結果通知のあった日から14日以内に次の書類を提出(郵送または持参)してください。

- 1 補助金交付申請書(様式第4号)
- 2 事業計画書(様式第2号)
- 3 収支予算書(様式第3号)及び収支予算内訳書
- 4 その他市長が認める書類

## 申し込みから補助金支払いまで

申し込み ⇒ 審査会 ⇒ 結果通知 ⇒ 交付申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 事業の実施 ⇒ 実績報告  
⇒ 補助金請求 ⇒ 補助金支払い(※概算払いもできますので、ご相談ください。)

## お問合せ及び提出先

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号  
薩摩川内市役所 経済シティセールス部 観光物産課 観光シティセールスグループ  
0996-23-5111 (内線 6222)